

## 金融庁における政策評価の実施要領

### 第1章 目的

#### (総則)

第1条 この実施要領は、平成13年1月より内閣府設置法及び国家行政組織法の規定に基づき全府省に政策評価制度が導入されたことを受けて、金融庁における政策評価の目的、体制、方式等について定めるものである。

#### (政策評価の目的)

第2条 金融庁は、政策評価の実施により次の各号に掲げる目的を達成することを目指す。なお、次の各号に掲げる目的の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 国民に対する金融行政の説明責任(アカウンタビリティ)を徹底すること  
政策評価の実施を通じて金融庁が行う政策の目的、効果等を国民に説明することにより、金融行政の透明性を確保するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底し、行政に対する国民の信頼性の向上を図る。
- 二 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること  
政策評価の実施を通じて、金融庁が行うべき行政活動の分野の重点化・適正化を徹底することにより、国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供する。また、政策評価の結果を政策の企画立案及び実施に反映するとともに、その知見を学習・蓄積することにより、政策の質の向上と政策形成能力の向上を図る。
- 三 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること  
政策の実施を通じて国民に対して実際どのような成果がもたらされたか(アウトカム)ということを重視した行政運営を推進することにより、政策の有効性を高める。また、職員の意識改革を進め、手続面を過度に重視するのではなく、国民的な視点に立って成果を上げることを一層重視する行政運営に重点を置くことにより、国民にとって満足度の高い行政を実現する。

### 第2章 政策評価の実施に当たっての基本的な考え方

#### (政策評価の計画的な実施)

第3条 政策評価に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、重点的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 政策評価に当たっては、次の各号に掲げる政策について優先的に実施することを検討するものとする。
  - 一 金融庁の任務を達成するために重要なもの
  - 二 新規に開始しようとするもの
  - 三 新規に開始した制度等で一定期間を経過したもの

#### 四 社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされるもの

(政策評価の合理的な手法による実施)

第4条 政策評価は、評価に要するコスト等も勘案の上、評価の目的、評価対象となる政策の性質等に応じて、実行可能で合理的な評価手法により実施するものとする。

- 2 評価の実施に当たっては、国民に対する行政の説明責任の徹底という観点も踏まえ、国民に分かりやすい手法(成果に着目した指標、定量的な評価手法等)を用いるように努力する。ただし、そのような手法を用いることが困難な場合については、評価の客観性の確保に配慮しつつ評価対象となる政策の性質等に応じて定性的な評価手法によるなど適切な手法により行うものとする。

(政策評価の段階的導入)

第5条 政策評価の実施に当たっては、我が国では政策評価制度の導入が開始されたばかりの段階にあること、とりわけ金融庁の所掌事務に係る分野においては新たな試みであることから、政策評価の基本的な考え方の理解を深めつつ段階的な導入を図り、政策評価制度の目的を達成するものとする。

- 2 政策評価の運用に当たっては、常に検討を行い必要に応じ改善を行うこととし、それにより政策評価の質の向上を図るものとする。

(政策評価の観点、一般基準)

第6条 政策評価の実施に当たっては、当該政策の性質や評価の目的に応じ、必要性、有効性、効率性、公平性、優先性といった観点からの評価を行うものとする。

- 2 政策評価の観点別の一般基準は、次の各号に掲げる観点の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。
  - 一 必要性の観点 政策目的が社会的ニーズ等からみて妥当であるか。行政が担う必要があるか。
  - 二 有効性の観点 政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか。
  - 三 効率性の観点 政策目的により必要とされる効果に関し、投入した資源量に見合った効果が得られるか、又は実際に得られているか。より少ない資源量で同じ効果が得られる手法は他に存在しないか。
  - 四 公平性の観点 政策の目的に照らして、政策の実施に伴う受益と費用の負担が公平(妥当)なものとなるか、又は実際になっているか。
  - 五 優先性の観点 上記の4つの観点も踏まえ、金融庁の他の政策よりも優先的に実施すべきであるか。

(政策評価の運営方針)

第7条 政策評価の計画的な実施を図るため、各事務年度の政策評価の具体的な運営方針を規定する「金融庁における政策評価の運営方針」を事務年度ごとに策定する。

### 第3章 政策評価の実施体制

#### (政策評価の実施体制)

第8条 金融庁における政策評価は、政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織、政策を所管する各部局及び予算・機構定員等を担当する部局が、適切な役割分担をすることにより実施するものとする。

- 2 政策評価の実施に当たっては、政策評価担当組織の総括の下に、政策を所管する各部局がその所管する政策について自ら政策評価を行うことを原則とする。
- 3 政策評価の評価結果については関連する部局に連絡することとし、これにより金融庁全体としての政策の企画立案機能の強化を図る。

#### (政策評価担当組織の役割)

第9条 政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、総務企画局政策課とする。

- 2 前項の規定にかかわらず証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の所掌する事務に関し、次項第2号に規定する役割については、委員会事務局総務検査課を政策評価担当組織とし、その他の役割については委員会事務局総務検査課は総務企画局政策課に協力するものとする。
- 3 政策評価担当組織の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 一 金融庁の政策評価の実施要領、各事務年度の具体的な運営方針の策定など政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
  - 二 政策評価における政策を所管する各部局（以下「政策所管部局」という。）が行う政策評価の実施及び政策評価の結果の政策への反映の支援、必要な助言の実施
  - 三 政策評価の手法の研究開発
  - 四 政策評価の実施の取りまとめや公表など政策評価の総括等

#### (政策所管部局の役割)

第10条 政策所管部局の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 政策評価の実施（目標の設定、達成度の測定、評価の実施等）
- 二 政策評価の結果の政策への反映
- 三 所管政策の政策評価の手法（評価の定量化等）の研究開発
- 2 所管する政策が複数の部局にまたがる場合においては、当該政策の主管課等が関係する課等と協議して取りまとめを行い、政策所管部局としての役割を担うものとする。

#### (調整部局の役割)

第11条 政策評価における予算・機構定員等を担当する部局（以下「調整部局」という。）の役割は、政策評価の結果を受けて当該政策に関連する予算・機構定員等について必要な調整を実施することとする。

- 2 調整部局に該当する部局は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める部局とする。
  - 一 予算・機構定員 総務企画局総務課管理室

## 二 法令 総務企画局企画課

### (第三者等の活用)

第12条 政策評価の実施に当たっては、次の各号に掲げる場合には、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用するものとする。

- 一 政策評価の実施に当たり高度な専門性又は実践的な知見が必要な場合
  - 二 政策評価の実施に当たり客観性の確保又は多様な意見の反映が強く求められる場合
- 2 第三者等の活用に当たっては、次の各号に掲げる方法により行うものとする。
- 一 審議会の活用又は研究会等の開催
  - 二 学識経験者等からの意見聴取又は外部研究機関等の活用

## 第4章 政策評価の方式

### (政策評価の方式)

第13条 金融庁において実施する政策評価の評価方式は、次の各号に掲げる3方式を基本とする。なお、次の各号に掲げる方式の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 事業評価 規制の新設など新たな政策(主に事業レベル)を開始する際に、事前の段階で政策評価を行い、また必要に応じ途中や事後の段階で検証を行うことにより、行政活動の選択等を合理的に行うための情報の提供を目的とする評価。
- 二 実績評価 金融庁の主要な政策分野(主に施策レベル)について、各分野毎にあらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価することにより、政策の達成度合いについての情報の提供を目的とする評価。
- 三 総合評価 金融庁の特定の政策課題(狭義の政策又は施策レベル)について、様々な角度から分析をして総合的な評価を行い、問題点の解決に資する多様な情報の提供を目的とする評価。

### (事業評価の概要)

第14条 金融庁において実施する事業評価の概要は、次に掲げるとおりとする。

- 一 評価の対象 規制の新設など金融庁において新規に開始される事業に関して評価を行う。
- 二 評価の時点 事業を実施する事前の時点で行うものとする。また、必要に応じ途中や事後の時点で検証を行うものとする。
- 三 評価の内容 当該事業の実施により予測される効果とそのために必要となる費用について検討を行い、第6条第2項に規定する必要性の観点、有効性の観点及び効率性の観点からの評価を行う。また、必要に応じ公平性の観点や優先性の観点からの評価を行うものとする。

### (実績評価の概要)

第15条 金融庁において実施する実績評価の概要は、次に掲げるとおりとする。

- 一 評価の対象 金融庁の主要な政策分野に関し幅広く対象とする。

二 評価の時点 各政策分野に関し、あらかじめ目標設定を行い、定期的（継続的）にその目標に対する実績を測定し、目標期間終了後に全体としての達成度の評価を行うものとする。

三 評価の内容 評価の内容は、次に掲げるとおりとする。

イ 政策分野に関し、基本目標及び達成目標を設定する（基本目標は、成果に着目した目標で国民に分かりやすいものとなるように努める。達成目標は、基本目標の達成状況を示すための具体的な目標で可能な限り客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いるものとなるように努める。なお、目標や指標については対象となる政策課題に応じて適切に設定するものとする。）。

ロ 定期的（毎事務年度）に、目標に対する実績の測定を行い、その達成度合いに関して評価を実施する。その結果を受け必要に応じ目標の見直しや政策手段の改善等を行う。

#### （総合評価の概要）

第16条 金融庁において実施する総合評価の概要は、次に掲げるとおりとする。

一 評価の対象 金融庁の特定の政策課題に関連する行政活動のまとめり（狭義の政策又は施策（以下「政策等」という。））を対象とする。

二 評価の時点 政策等の導入から一定期間を経過した時点（政策等の改善又は見直しを図ろうとする時点）を中心とする。

三 評価の内容 評価の内容は、次に掲げるとおりとする。ただし、評価のテーマ又は性質に応じ適切な方法により実施するものとする。

イ 政策等の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにする。その際、政策等の直接的効果や因果関係、場合によっては外部要因の影響についても掘り下げた分析を行い、さらに、必要に応じ波及効果（副次的効果）の発生状況及びその発生プロセスなどについても分析する。

ロ イの分析を踏まえ、政策等に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析する。

ハ 政策等に関し、第6条第2項に規定する必要性の観点、有効性の観点、効率性の観点等からの検討を行うものとする。また、関連する政策等との間で整合性がとれているかについても検討する。

### 第5章 評価結果の政策への反映

#### （評価結果の政策への反映）

第17条 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、調整部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、金融庁としての政策形成能力の強化を図るものとする。

2 政策所管部局は、政策評価の結果が確定した場合には、必要に応じ当該政策について見直し作業等を進める。

3 調整部局は、評価結果の政策への反映に際し政策所管部局と協議を行い、必要に応じ

助言や調整を行う。

- 4 政策評価担当組織は、評価結果の政策への反映状況について取りまとめ、調整部局に通知するとともに、公表を行う。

## 第6章 政策評価の公表等

(政策評価の結果等の公表)

第18条 金融庁において実施した政策評価の結果等については、公表を行うものとする。

- 2 公表を行う内容は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 政策評価の実施要領
- 二 各事務年度の政策評価の運営方針
- 三 政策評価の実施結果（実績評価に関しては実績評価の目標を含む。）
- 四 評価結果の政策への反映状況

- 3 公表の方法は、金融庁のホームページや刊行物への掲載等により行うものとする。

- 4 政策評価に関する情報の公表に当たり、国及び公共の安全を害する情報又は個人のプライバシーや企業秘密に関する情報などが含まれる場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の考え方に基づいて適切に対応するものとする。

(政策評価に関する窓口)

第19条 政策評価に関する外部からの意見等を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とする。

(実施細則)

第20条 この実施要領の実施のために必要な事項は、総務企画局政策課長が定めるものとする。

附則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

(以上)